

質問書に対する回答

(件名) 道央自動車道 美唄地区擁壁検討

番号	質問箇所	質問事項	回 答
1	特記仕様書 2-2 現地踏査	現地踏査については附帯工設計についてのみで、工事用道路設計計上されていないと考えてよろしいでしょうか。また、踏査日数として、3箇所以下の1.25日と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	附帯工設計と工事用道路設計の現場は同じ擁壁に近接する場所であることから、ご質問のとおり工事用道路設計の現地踏査は計上しておりません。
2	特記仕様書 2-3-1 もたれ式擁壁 A	「概略一般図作成を行った上で～詳細設計」を実施すると記載があります。調査等積算基準 5-5-2 補正率①(1)が適用されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
3	特記仕様書 2-3-2 もたれ式擁壁 B	「区分 A の設計計画及び設計計算に基づき、区分 A の図面の一部を修正し、数量計算を行い成果品を作成する設計」と記載されております。調査等積算基準の「区分 B」同一設計と考えてよろしいでしょうか。またこちら「基本断面設計」「基本断面以外の設計」のどちらでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。また、区分 A を基本断面設計として、区分 B は基本断面以外の設計と設定されます。
4	特記仕様書 2-4 附帯工設計 工事用道路設計 B	「業務内容については、詳細設計で」と記載があります。こちらは「概略設計後の詳細設計」が適用されているのでしょうか。ご教示願います。	既存の設計成果品はありません。調査等積算基準 5-5-5 工事用道路設計の補正なしで標準歩掛により行う詳細設計となります。
5	特記仕様書 2-6 仮設構造物 仮栈橋	「作業内容について、詳細設計で」と記載があります。①詳細設計、②計画設計完了後の詳細設計、③基本計画完了後の詳細設計 今回の業務ではどれに該当されますでしょうか。ご教示願います。	既存の設計成果品はありません。調査等積算基準 5-7-4 補正係数の補正率なしで標準歩掛により行う詳細設計となります。
6	特記仕様書 2-7 仮設構造物 土留工	「作業内容について、詳細設計」と記載があります。①詳細設計、②計画設計完了後の詳細設計、③基本計画完了後の詳細設計 今回の業務ではどれに該当されますでしょうか。ご教示願います。	既存の設計成果品はありません。調査等積算基準 5-7-4 補正係数の補正率なしで標準歩掛により行う詳細設計となります。
7	特記仕様書 2-9 交通費・日当・宿泊費	積算するにあたり、本業務の積算基地はどちらになるのでしょうか。	貴社が計画されている基地から、必要な費用を計上してください。
8	金抜設計書	技術業務直接経費の項目に仮設構造物設計 電算機使用料の項目がありません。直接人件費に計上されて、その他原価の対象外として計上されているのでしょうか。ご教示願います。	仮設構造物設計の項目でも電算機使用料を計上してください。詳しくは訂正公告をご覧ください。